

平成25年度 教育行政執行方針

教育委員長 白井あや子

はじめに

学習指導要領全面実施2年目を終えた今、その趣旨を生かし教育課程をさらに充実させるためには、子どもが自ら学び、考え、主体的に判断し行動する学習活動を実現するとともに、学ぶ喜びを実感し、意欲的に学ぶうとする子ども主体の授業を実現することが一層求められております。



本町ならではの特色ある教育の改善・充実に努め、健やかな子どもを育成することは社会全体の役割であります。教育委員会といたしましても「鹿追の子どもは鹿追で育てる」という自覚のもと、本町の教育行政に全力を尽くしてまいりる決意であります。

また、町民一人一人が興味・関心に応じて学習できる環境を整え、豊かに学び、文化に親しみ、スポーツを楽しむことができるよう、家庭、学校、地域が連携を強化し、活力ある生涯学習社会の実現に努めながら、学校教育と社会教育が一体となった学社融合の施策を進めてまいります。

学校教育

平成20年3月に公示された新学習指導要領において「生きる力」を育成するとともに、その実現に向けて、知識・技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視すること、豊かな心や健やかな体を育成することなど、その実現に向けた学校教育の充実を図るべく、一点目は「学力の向上」について、二点目は「豊かな心と健やかな体の育成」について、三点目は「信頼される学校づくり」について、四点目は「鹿追らしい一人一人の学びの実現」について申し上げます。

まず「学力の向上」についてこれまで行われてきた全国学力学習状況調査等の結果から、

上にも努めてまいります。二つ目は「豊かな心と健やかな体の育成」です。

文部科学省が公表した平成23年度の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は7万件以上で、依然として問題行動が危惧される状況にあります。本町におきましても、他者を思いやることができない行為や集団とのかわりかたがない様子が見受けられるなどの実態があります。

生徒指導を進めていく上で大切なことは、一人一人についての児童生徒理解を深めることと言えます。このようなことから、まず、日ごろから児童生徒個人への言葉に耳を傾け、心のサインを受け止めるなどして継続的な実態把握に努めるとともに、心の悩みや不安を理解し、一人一人に寄り添いながら自発的に行動できるように生徒指導の充実を努めてまいります。あわせて、教師と児童生徒、保護者の信頼関係の構築に努めるとともに、児童生徒や保護者の悩みを

相談できる体制を整備し、組織的・継続的な指導が可能となるよう、関係機関、家庭、地域が連携を密にした取り組みや最近特に、危機感が増しているネット上のいじめ等に対する早期発見、早期対応にも心がけ定期的なネットパトロールの実施にも努めてまいります。

次に、豊かな心をはぐくむ上で大切な実践となる道徳教育の推進については、生命尊重の心や規範意識、人間関係を形成する力の育成が一層求められていることから「道徳の時間」を要し「心のノート」の有効活用を図りながら、相手の立場に立つてじっくり考える場を設定



したり、日ごろの体験活動を活かすとともに、魅力的な教材を取り入れた学習により児童生徒の道徳性をはぐくむ、心に響く指導に努めてまいります。

さらに、健やかな体の育成については、近年、社会環境や生活様式等の変化により子どもの体力・運動能力の低下や不規則な食事や肥満の増加等食に関する健康の問題も指摘されていることから、特に、全国体力・運動能力調査の結果の分析を生かす、発達段階に応じて身に付けておくことが望ましい動きや身体を操作する能力を身に付けるために、体育・保健体育科の授業はもとより、学校教育全体で子どもが体を動かす機会を位置付け、児童生徒が楽しみながら運動し体力の向上を図れるよう努めてまいります。

三つ目は「信頼される学校づくり」です。

昨年10月に、大阪市の高校生が、部活動の顧問による体罰を苦に自殺するといういたましい事実が発生し、対応の在り方が問題となりましたが、近年、教師による体罰等の不祥事が後を

本町においても基礎的・基本的な内容の確実な定着や知識・技能を活用し考えたり、表現したりする力が向上するなど、改善の兆しが見られているものの、依然全国との差もあるなどの状況から、今後、さらなる学力の向上を目指した取組を進めていく必要があります。

このようなことから、つまりきやすい内容を重点的に指導したり、繰り返し学習する内容を指導計画に効果的に位置付けたり、子どもの学習状況に応じた少人数指導やティーム・ティーチングなど個に応じた指導の充実を図るとともに、日常生活との関連を図り自分が身に付けた知識・技能等を積極的に活用できる学習活動を工夫したり、チャレンジテスト等の授業や家庭学習における効果的な活用を図りながら、学ぶ意欲の向



絶たないという実態があります。体罰は、児童生徒の人権や人格を侵害する行為であり、学校教育法第11条においても厳に禁止されており、教師に対する社会の信頼を損なう、ひいては学校教育に対する不信を招く重大な問題であります。

このようなことから、学校が、体罰はいかなる理由があっても絶対に許されない行為であるという確固たる姿勢のもと、教職員一人一人が教育者としての自覚をもち、体罰をはじめとする不祥事の防止に向け、日ごろから計画的に事例研究や教育相談等の研修を通じ、生徒指導の力